

終遠報丙第三〇九號

發 受  
O L O  
■ 事務官

時間 一〇三〇

昭和二十一年八月二十八日

總務課

情 報

普 通

引揚關係GHQ連絡事項

八月二十六日

一、ハウエール大佐に對し戸畑受入事務所海岸宿舎を博多受入事務所に  
所屬する朝鮮人送出現施設として設備検査等送出現に伴ふ一切の業務を  
戸畑で行ふことに關し瞭解を達成し旨申入れた所本件は現地第二十四  
軍團と直接交渉あり現地軍團にて宣敷しと言へば總司令部に於て何  
等異議なし

本件朝鮮人關係事務は總司令部より第八軍に委し第八軍より第二十四  
軍團に更に任してあるもので本件に關し總司令部より現地に命令する

譯にはいかぬと答へた

二「サイパン」其の太平洋地區土着民及滿洲人

送還に關する指令

AG  
01433

— 23 ANG 46 —

— 40 —

に關し

安南人

學生

八名が

送還を

希望し

居る所

是等

安南人も

司令部に

提出すべし

密通を

希望し

居るもの

の

やと質問した

本「リスト」は

米軍の手

にて簡單に

送還し得るもの

の

みにて

安南人の

如く務關

當局と交渉

の要あるもの

は包含されぬ

故に安南人にして密通を望むれば別個の審問にて申請あり戻し右は  
GIにて取扱はれることとなるだらうと回答があつた

三佐世保に一萬四千名以上の密航朝鮮人が、船舶内に又受入事務所にて二  
千名以上の密航朝鮮人が、船中より活る處是等多數朝鮮人に對する給與、  
醫藥、宿舎等は内務省、厚生省何れの負擔なりやにづき問題となり居  
り右方針決定されない爲現地に於ても甚々困惑し活り處一体是等密航  
朝鮮人の強制送還は一般送還と同一「カテゴリー」として厚生省の負  
擔十八名を佐世保のものとするべきや或は内務省の負擔すべき別個の性質

のものと見るべきであるかと「ハ」大佐の意見を問合せた。原強輔送  
 還は追放であつて一般送還とは全然別個のものである。然し本件既  
 は豫算の關係上通つたものと思ふが内務省が豫算をとり厚生省に  
 とで返すこととし實際の仕事は厚生省で行ふことが一番實際的では  
 ないかと思ふ。尙且下佐世妹に歸つて居る朝鮮人は檢疫の關係で待  
 機して居るのであつて左が済み次第朝鮮に送る筈であると語つた。  
 又九月五日頃鹿兒島より石垣へ<sup>0036</sup> 就出帆の豫定なるは石垣への送還は  
 同船一同戻りなるに付歸國船をなき様「チエツク」あり反いと係官  
 より注意があつた。

沖繩縣人送還状況

鹿兒島	沖繩	三一二二	(二十三日累計)
同	奄美	七三〇	( )
吳	沖繩	七八一	( )
同	奄美	七六五	( )

名古屋 — 沖繩 七一五 ( )

佐世保 — 同 一〇四七 ( )

各接護局遺留沖繩縣人

鹿兒島 一六六四 (二十四日現在)

興 三一八 (二十五日)

名古屋 三二八九 ( )

佐世保 二三六九 (二十三日)

五月十六日清沽より Q095 にて朝鮮人九四名佐世保に到着して居るから

博多に送られたい

尙同日着拮より佐世保に日本人二〇〇名餘到着して居る